

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月10日(水)午後1時25分から午後1時47分
2. 開催場所 里庄町福社会館 2階 研修室
3. 出席委員 12人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	会長職務代理者	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	委員	9	平野 俊一	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長	10	吉田 龍平	〃
〃	5	辻田 樫市	〃	推進委員	1	遠藤 和宏	〃
〃	6	中務 智紀	〃	〃	2	大内 紀章	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	神原 公子	〃

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について

日程第4 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

6. 会議の概要

議 長

ただ今から令和6年第8回総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員9名、推進委員3名の計12名であり、総会開催の定足数に達しており、総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、2番高田卓司委員、3番高田光國委員をお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています議案第10号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第10号についてご説明いたします。

整理番号は、18でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畑、面積は135㎡です。

本件は贈与による農地取得で、両者の関係は親戚関係です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われま

す。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作している状況です。

譲受人が増反を目的に申請がありました。譲渡人と譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと判断します。

以上です。

議 長

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第10号、整理番号18は許可と決定します。

事務局

続きまして、整理番号20について事務局より説明をお願いします。

整理番号は、20でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は2筆、地目は2筆とも田、面積は合計448㎡です。

本件は贈与による農地取得で、両者の関係は家族です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

また、この2筆は、先月の総会で5条申請として審議した農地と元々1筆であった農地で、5条申請を行うにあたり分筆した残りの農地です。本来であれば、先月の5条申請に併せて3条申請するところ、失念していたため、この度申請したとのことです。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われまます。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

譲受人が増反を目的に申請がありました。譲渡人と譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと判断します。

以上です。

議長

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第10号、整理番号20は許可と決定します。

続きまして、議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第11号についてご説明いたします。

整理番号は、19でございます。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地域にあり、1筆、地目は田、面積は310㎡です。

両者の関係は親子です。

今回、譲受人が個人住宅の建築を目的に申請が行われました。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、ここは私の担当地区なので、私から説明します。

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作している状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との境界部分には擁壁を設置し、隣接地へ土砂が流出しないように計画されています。

雨水については、敷地内に集水桝を設置し、既設水路に接続します。

生活排水については、公共下水道へ接続し処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風については、一般的な住宅ですので、影響はないと判断します。

以上です。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明してください。

事務局

農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は、個人住宅の建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見

込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

議長 　ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

● 番 　南側の田は窪地になっているが、雨が降った時に排水に問題はないのか。西側へ水が抜けるのか。

事務局 　西の端に水路があるか確認できていませんが、西の端に駐車場があり、その間に農地が残ります。

● 番 　田の水を落とすところが道路側にもあると思うが、西側にもあればそこへ落とせる。それをなくすことについて、上の地権者の了解を得た方がいいのでは。

事務局 　宅地になることについて、隣地の承諾はあります。

● 番 　隣地の方がそこまで考えて承諾しているか確認してほしい。

議長 　その他、質問、意見等はございませんか。

（質問、意見なし）

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、議案第11号、整理番号19は許可と決定します。

以上をもちまして、令和6年第8回総会を閉会いたします。